

1-3 総合評価方式による評価

(要旨)

(1) 評価方式の特性と政策評価の枠組み

- ① 総合評価方式は、政策の見直しや改善に向け、政策評価の結果を政策に反映する上で特定のテーマを設定し、テーマに係る政策手段とともに政策効果の発現状況を具体的に明らかにし、政策の問題点の把握とその原因の分析を実施し、問題点の解決に資する情報を提供するという性格を有する方式である。
- ② 基本計画において、総合評価方式による評価を行うこととされている府省は、13府省である。

(2) 政策評価の実施状況 35件

一般政策を対象に総合評価方式による評価が行われ、平成21年1月1日から12月31日までに評価書が総務大臣に送付された9府省101件の政策評価のうち、特定のテーマを設定している7府省35件について整理した結果は、以下のとおりである。

- ① 政策評価の設計については、以下の状況がみられる。
 - i) 6府省の政策評価では、評価対象のテーマに関する情報・データに基づき、政策効果を具体的に把握した上で、様々な角度から調査・分析がなされ、評価が行われている。
 - ii) 防衛省の政策評価では、評価対象のテーマに関する情報・データに基づいた政策効果が具体的に把握されておらず、政策効果の把握に代えて、制度、取組、行政活動の実績（アウトプット）の説明が行われている。
- ② 政策評価の時点については、おおむね、効果がある程度発現し、実際の効果等に関する情報・データの収集が可能となった時点において評価が行われている。
- ③ 政策効果等の調査・分析手法については、以下のように、参考となる調査・分析手法の適用がみられる。
 - ・ 施策の全体的な効果について様々な角度から定量的なアウトカム指標を設定して分析が試みられているもの（国土交通省）

(3) 今後の課題

- ① 総合評価方式による評価を的確に行うためには、まず政策評価の目的などをあらかじめ明確にし、得ようとする情報の内容に応じて、合理的な調査・分析手法を選択し組み合わせるなど政策評価の設計を十分に検討することが必要である。
- ② 各府省により行われた政策評価の中には、的確な調査・分析手法が適用されているものがあり、こうした他府省の事例を参考にすることが有益である。
- ③ 政策の見直しや改善に資する評価を行うためには、政策の問題点の把握のみな

らず、その原因について掘り下げた分析を行うことが必要である。

(説明)

(1) 評価方式の特性と政策評価の枠組み

(評価方式の特性)

総合評価方式については、基本方針において、「政策の決定から一定期間を経過した後を中心に、問題点の解決に資する多様な情報を提供することにより政策の見直しや改善に資する見地から、特定のテーマについて、当該テーマに係る政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析し、政策に係る問題点を把握するとともにその原因を分析するなど総合的に評価する方式」とされている（基本方針（別紙）[総合評価方式]）。

このように、総合評価方式は、

- ① 政策の見直しや改善に向け、政策評価の結果を政策に反映する上で特定のテーマを設定し、
- ② テーマに係る政策手段とともに政策効果の発現状況を具体的に明らかにし、
- ③ 政策の問題点の把握とその原因の分析を実施し、問題点の解決に資する情報を提供する

という性格を有する評価方式であり、事後評価が中心となる。

なお、各府省から送付を受けた評価書において設定されている特定のテーマは、図表 I-1-3-①のとおりである。

総合評価方式による評価は、政策効果の発現状況を様々な角度から分析することを特徴とする一方で、評価の目的や評価を行うに当たっての問題意識をあらかじめ明確にしておかなければ、分析の焦点が定まらず、現状を記述するにとどまってしまう可能性がある。評価を政策の見直しや改善に結び付けるためには、評価の対象とする政策及びこれに関する特定のテーマを設定するに当たって、十分な検討を行うことが求められる。

(政策評価の枠組み)

基本計画において、総合評価方式による評価を行うこととされている 13 府省（内閣府、公正取引委員会、国家公安委員会・警察庁、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省及び防衛省）について、基本計画に定められている評価方式の内容をみると、おおむね上記の①から③までの要素を含んだものとなっている（資料 I-1-3-①参照）。

なお、総務省及び外務省では、総合評価方式を用いて主要な行政目的に係る政策を評価しようとしており、特定のテーマを設定して評価が行われている他の府省とは異なる枠組みの下で評価が行われている（資料 I-1-3-②参照）。

図表 I - 1 - 3 - ① 評価の対象とされた特定のテーマ

府省 (件数)	テ ー マ
公正取引委員会 (4)	景品表示法違反行為に対する措置 ー 景品表示法違反事件処理の一般消費者に対する影響ー
	消費者取引の適正化の推進 ー 景品表示法の周知ー
	国際協力の推進 ー 国際競争ネットワーク (ICN) 第7回年次総会の主催を通じた国際協力ー
	法令遵守意識の向上 (成果重視事業) ー 企業及び発注機関における法令遵守意識等の向上ー
法務省 (4)	破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施
	人権の擁護
	国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理
	裁判員制度啓発推進事業
財務省 (1)	重要対象分野に関する評価書 ー 地震保険ー
文部科学省 (1)	重要対象分野に関する評価書「医師確保対策」
厚生労働省 (1)	重要対象分野に関する評価書「医師確保対策」
国土交通省 (5)	総合評価方式の総点検 ～価格及び品質が総合的に優れた工事の契約の実現にむけて～
	まちづくりに関する総合的な支援措置
	小笠原諸島振興開発のあり方
	次世代航空保安システムの構築
	住宅・建築物の耐震化の促進
防 衛 省 (19)	情報収集における部外の知見の活用
	被服の調達
	建設工事におけるコスト削減の推進
	建設工事等における電子納品の推進
	建設工事における入札談合の再発防止策の推進
	国有財産の管理
	FMSの未精算問題の改善
	南極地域観測に対する協力について
	多国間共同訓練について
	予備自衛官の教育訓練について
	特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付
	周辺財産管理
	合衆国軍隊の行為等による被害者への賠償等
	在日米軍の制限水域に係る漁業補償
	駐留軍等労働者の給与 (格差給・語学手当)
	駐留軍等労働者の退職手当
	個人情報保護 (諮問)
	個人情報保護 (裁決・決定)
	調達業務等監査

(注) 1 各府省から送付を受けた評価書に基づき当省が作成した。

2 「重要対象分野に関する評価書「医師確保対策」」は文部科学省及び厚生労働省が共同で作成している。

(2) 政策評価の実施状況

ア 審査の対象

13 府省のうち、一般政策を対象に総合評価方式による評価が行われ、平成 21 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに評価書が総務大臣に送付されたのは、9 府省(公正取引委員会、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省及び防衛省)である。政策評価の実施件数は計 101 件であり、すべて事後評価である。このうち、特定のテーマを設定して評価が行われている 7 府省 35 件の政策評価について審査の対象とした(注)。

(注) 評価書の形で送付されてきているも、中間的な報告(法務省 1 件)については、審査の対象から除いている。

また、総務省(8 件)及び外務省(58 件)については、主要な行政目的に係る政策を評価しようとしており、他の府省とは異なる枠組みで行われているため、審査の対象から除いている。なお、総務省及び外務省により行われた総合評価方式による評価については、「Ⅱ-6 総務省」及び「Ⅱ-9 外務省」を参照。

(実施府省数及び件数の推移)

評価法が施行された平成 14 年度以降における、特定のテーマを設定し行われている総合評価方式による評価の実施府省数及び件数をみると、図表 I-1-3-②のとおりであり、実施件数については、近年 30 件前後で推移している。

図表 I-1-3-② 総合評価方式による評価の実施府省数及び件数の推移

(単位：府省、件)

	平成 14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
府 省	2	5	6	9	9	8	8	7
件 数	29	7	31	29	36	26	37	35

(注) 1 過去の審査結果を基に当省が作成した。

2 審査の対象とした政策評価について計上している。

イ 審査の結果

特定のテーマを設定して評価が行われている 7 府省の政策評価について、その政策評価の設計、政策評価の時点及び政策効果等の調査・分析手法について整理した結果は、以下のとおりである。

(ア) 政策評価の設計

総合評価方式は、評価対象として設定した個々のテーマに応じて各種の政策効果等の調査・分析手法を組み合わせ、政策効果を具体的に明らかにし、政策の問題点の把握とその原因を分析し、問題点の解決に資する情報を提供するものである。このため、政策評価の実施に当たっては、評価の目的や評価を行う

に当たっての問題意識を明確にし、得ようとする情報の内容に応じて、合理的な調査・分析手法を選択するとともに、信頼できる情報・データに基づき、政策効果を具体的に把握した上で評価を行うことが重要であり、個々の政策評価における設計が重要である。

今回、審査の対象とした政策評価の設計をみると、おおむね、政策評価の目的（なぜ評価を行い、何を明らかにするのか）、政策評価の視点（どのような情報を得ようとするのか）、政策評価の手法（設定した評価指標、適用した調査・分析手法）が記述されているが、政策効果の把握について、以下の状況がみられる。

- ① 6府省（公正取引委員会、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省）の政策評価では、評価対象のテーマに関する情報・データに基づき、政策効果を具体的に把握した上で、様々な角度から調査・分析がなされ、評価が行われている。

このうち、財務省及び国土交通省の政策評価においては、施策を構成する個々の事務事業等や政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析・検証し、政策の問題点を把握するとともにその原因について分析を行っており、他の評価方式では必ずしも得ることができない多様な情報が提供されている。

- ② 防衛省の政策評価では、評価対象のテーマに関する情報・データに基づいた政策効果が具体的に把握されておらず、政策効果の把握に代えて、制度、取組、行政活動の実績（アウトプット）の説明が行われており、問題点の把握については、定性的な現状認識の整理にとどまっている。

（イ）政策評価の時点

総合評価方式は、政策効果を具体的に明らかにし、政策の問題点を把握するとともにその原因を分析し、問題点の解決に資する情報を提供するものである。このため、評価対象のテーマに関し、政策効果がある程度発現し、実際の政策効果等の把握に必要な実績に基づく各種の詳細な情報・データが入手可能であるという条件が整った時点において実施するのが最も有効である。

今回、審査の対象とした7府省（公正取引委員会、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省及び防衛省）の政策評価では、おおむね、評価対象のテーマについての政策が実施された後で、その効果がある程度発現し、実際の効果等に関する情報・データの収集が可能となった時点において評価が行われている。

（ウ）政策効果等の調査・分析手法

政策評価においては、政策効果等に関する各種の情報・データを収集し、合理的な手法を用いて測定又は分析を行い、測定又は分析された結果について政

策の目的や目標などの一定の尺度（政策評価の基準）に照らして検討し、客観的な判断を行うことが求められる。

今回、審査対象とした各府省の総合評価方式による評価をみると、以下のよう
に、参考となる調査・分析手法の適用がみられる。

（政策効果の発現状況の把握）

国土交通省では、図表 I-1-3-③のとおり、まちづくり交付金の政策効果の分析を行っている。個別市町村への交付による効果にとどまらず、交付金という手段の全体的な効果を把握することは容易ではないが、様々な角度から定量的なアウトカム指標を設定して分析が試みられている。また、評価に当たっての視点の設定方法も適切である。

図表 I - 1 - 3 - ③ 施策の全体的な効果について様々な角度から定量的なアウトカム指標を設定して分析が試みられているもの

府 省 名	国土交通省																																																															
政策評価の名称	まちづくりに関する総合的な支援措置																																																															
○ 評価の視点																																																																
○複数の事業を組み合わせた集中投資によるシナジー効果	⇒	○まちづくり交付金が多様な課題に対応した都市再生の推進に寄与しているか。																																																														
○提案事業等の幅広い事業を活用した創意工夫を活かしたまちづくりの推進		○まちづくり交付金により、総合的なまちづくりが集中的、効率的に実現されたか。																																																														
○事業間で流用が可能であることや一括採択等の運用面での使い勝手の向上		○まちづくり交付金により、地域の創意工夫を活かしたまちづくりが進められているか。																																																														
		○まちづくり交付金が市町村にとって使いやすいまちづくりツールとなっているか。																																																														
		○行政、民間との連携、協働が図られているか。																																																														
○ 評価の例																																																																
市町村が設定した指標の目標達成状況																																																																
<ul style="list-style-type: none"> 市町村が実施した事後評価結果によると、目標値を達成した指標は66%、目標値には達しなかったが一定の成果があった指標は25%、成果が見られない指標は9%であった。 完了地区のうち93%の地区において目標値を達成した指標があり、まちづくり交付金の成果が確認された。 																																																																
多様なアウトカム（指標）の成果																																																																
<ul style="list-style-type: none"> 事後評価結果によると、人口が平均1.10倍、観光入込客数が平均1.12倍になるなど、様々な指標で従前値に対する評価値の伸びが確認できる。 まちづくり活動の参加者数が2倍になるなど、住民等との共同によるまちづくりの促進にも貢献している。 																																																																
<p align="center">■表 3.16 事後評価結果にみる主なアウトカム指標の成果(平成18~20年度完了地区)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">サンプル(地区数)</th> <th colspan="2">指標実数の平均値</th> <th rowspan="2">伸び</th> </tr> <tr> <th>従前値</th> <th>評価値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人口</td> <td>人</td> <td>157</td> <td>4,317</td> <td>4,730</td> <td>1.10倍</td> </tr> <tr> <td>観光入込客数</td> <td>人/年</td> <td>110</td> <td>765,748</td> <td>856,269</td> <td>1.12倍</td> </tr> <tr> <td>来街者数</td> <td>人/年</td> <td>30</td> <td>387,345</td> <td>479,957</td> <td>1.24倍</td> </tr> <tr> <td>歩行者交通量</td> <td>人/日</td> <td>52</td> <td>10,636</td> <td>11,853</td> <td>1.11倍</td> </tr> <tr> <td>駅乗降客数</td> <td>人/年</td> <td>27</td> <td>8,378,216</td> <td>8,688,657</td> <td>1.04倍</td> </tr> <tr> <td>地域交流施設の利用者数</td> <td>人/年</td> <td>30</td> <td>126,904</td> <td>161,934</td> <td>1.28倍</td> </tr> <tr> <td>公園・広場の利用者数</td> <td>人/年</td> <td>29</td> <td>88,134</td> <td>106,634</td> <td>1.21倍</td> </tr> <tr> <td>まちづくり活動の参加者数</td> <td>人</td> <td>41</td> <td>939</td> <td>1,916</td> <td>2.04倍</td> </tr> <tr> <td>まちづくり等に関する満足度</td> <td>%</td> <td>165</td> <td>35</td> <td>55</td> <td>1.57倍</td> </tr> </tbody> </table>			指標名	単位	サンプル(地区数)	指標実数の平均値		伸び	従前値	評価値	人口	人	157	4,317	4,730	1.10倍	観光入込客数	人/年	110	765,748	856,269	1.12倍	来街者数	人/年	30	387,345	479,957	1.24倍	歩行者交通量	人/日	52	10,636	11,853	1.11倍	駅乗降客数	人/年	27	8,378,216	8,688,657	1.04倍	地域交流施設の利用者数	人/年	30	126,904	161,934	1.28倍	公園・広場の利用者数	人/年	29	88,134	106,634	1.21倍	まちづくり活動の参加者数	人	41	939	1,916	2.04倍	まちづくり等に関する満足度	%	165	35	55	1.57倍
指標名	単位	サンプル(地区数)				指標実数の平均値			伸び																																																							
			従前値	評価値																																																												
人口	人	157	4,317	4,730	1.10倍																																																											
観光入込客数	人/年	110	765,748	856,269	1.12倍																																																											
来街者数	人/年	30	387,345	479,957	1.24倍																																																											
歩行者交通量	人/日	52	10,636	11,853	1.11倍																																																											
駅乗降客数	人/年	27	8,378,216	8,688,657	1.04倍																																																											
地域交流施設の利用者数	人/年	30	126,904	161,934	1.28倍																																																											
公園・広場の利用者数	人/年	29	88,134	106,634	1.21倍																																																											
まちづくり活動の参加者数	人	41	939	1,916	2.04倍																																																											
まちづくり等に関する満足度	%	165	35	55	1.57倍																																																											
<p>注) 集計ミス等のデータを除いて従前値、評価値の平均値をそれぞれ算出。</p> <p align="right">出典) 事後評価結果を用いた効果の分析</p>																																																																
(注) 国土交通省の評価書を基に当省が作成した。																																																																

(3) 今後の課題

(政策評価の設計)

総合評価方式は、政策効果を具体的に明らかにし、政策の問題点を把握するとともにその原因を分析し、問題点の解決に資する情報を提供するものであり、総合評価方式による評価を的確に行うためには、政策評価の設計を十分に検討することが必要である。

まず、政策評価の目的や評価を行うに当たっての問題意識をあらかじめ明確にすることが重要であり、評価テーマを設定するに当たって、十分な検討を行うことが求められる。

その上で、得ようとする情報の内容に応じて、合理的な調査・分析手法を選択し組み合わせるとともに、実際の政策効果等の把握に必要な情報・データに基づいて評価を行うことが重要である。

また、政策効果の把握、政策の問題点の把握とその原因分析が行われ、他の評価方式では必ずしも得ることができない多様な情報を得るためには、政策目標とそれを達成するための各政策手段の役割分担がそれぞれ明確にされていることも重要である。

(政策効果等の調査・分析手法)

各府省により行われた政策評価の中には、的確な調査・分析手法が適用されているものがあり、総合評価方式による評価を的確に行うためには、こうした他府省の事例を参考にすることが有益である。

(政策の問題点の把握と原因分析)

各府省により行われた政策評価においては、政策の問題点を把握しその原因について詳細な分析を行っているものは依然として少ない。政策の見直しや改善に資する評価を行うためには、政策の問題点の把握のみならず、その原因について掘り下げた分析を行うことが必要である。

(総合評価方式の積極的な活用)

実績評価方式による評価を行っている政策のうち、その特性により、目標に関し達成しようとする水準を数値化等により特定することが困難であるとされるものについては、実績評価方式として期待される機能を発揮することに限界があることから、総合評価方式による評価を積極的に活用していくことも有効である。

また、目標が達成されていないなど問題のある政策について、総合評価方式の特性をいかして、目標が達成されていないなどの問題点の原因を様々な角度から掘り下げて分析、検証することが有益である。